

(民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)
第三十四条 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十九年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。
 第二百九十四条中不正競争防止法第十五条の改正規定を次のように改める。
 第十五条第一項を次のように改める。
 第二条第一項第四号から第九号までに掲げる不正競争のうち、営業秘密を使用する行為に対する第三条第一項の規定による侵害の停止又は予防を請求する権利は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。
 一 その行為を行う者がその行為を継続する場合において、その行為により営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある営業秘密保有者がその事実及びその行為を行う者を
 知った時から三年間行わないとき。
 二 その行為の開始の時から二十年を経過したとき。
 第十五条第二項中「前項中」を「前項第一号中」に改める。
 第二百九十五条中「第十五条後段」を「第十五条第一項後段」に改める。

(経済産業省設置法の一部改正)
第三十五条 経済産業省設置法(平成十一年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。
 第四条第一項第二十六号中「工業標準の」を「産業標準の」に、「工業標準化」を「産業標準化」に改める。
 第六条第二項の表日本工業標準調査会の項中「日本工業標準調査会」を「日本産業標準調査会」に、「工業標準化法」を「産業標準化法」に改める。

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

政 令



御名 御璽

平成三十年五月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第七十一号

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令
 内閣は、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律(昭和六十二年法律第四十二号)第五条第三項、第六条及び第十条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。
 通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令(昭和六十三年政令第五十号)の一部を次のように改正する。
 別表第一中第四十九号を第五十号とし、第三十八号から第四十八号までを一号ずつ繰り下げ、第三十七号の次に次の一号を加える。
 三十八 千円の貨幣のうち明治一五〇年を記念するため発行するもの

形式	 	
量目	三十一・一グラム	
品位	純銀	
素材	銀	
彩色	白色、灰色、黒色、青緑色、水色、青紫色、紫色、赤色、茶色、黄色及び緑色	直径 四十ミリメートル

内閣総理大臣 安倍 晋三
 総務大臣 野田 聖子
 財務大臣 上川 陽子
 文部科学大臣 麻生 太郎
 厚生労働大臣 林 芳正
 農林水産大臣 齋藤 勝一
 経済産業大臣 世耕 弘成
 国土交通大臣 石井 啓一
 環境大臣 中川 雅治